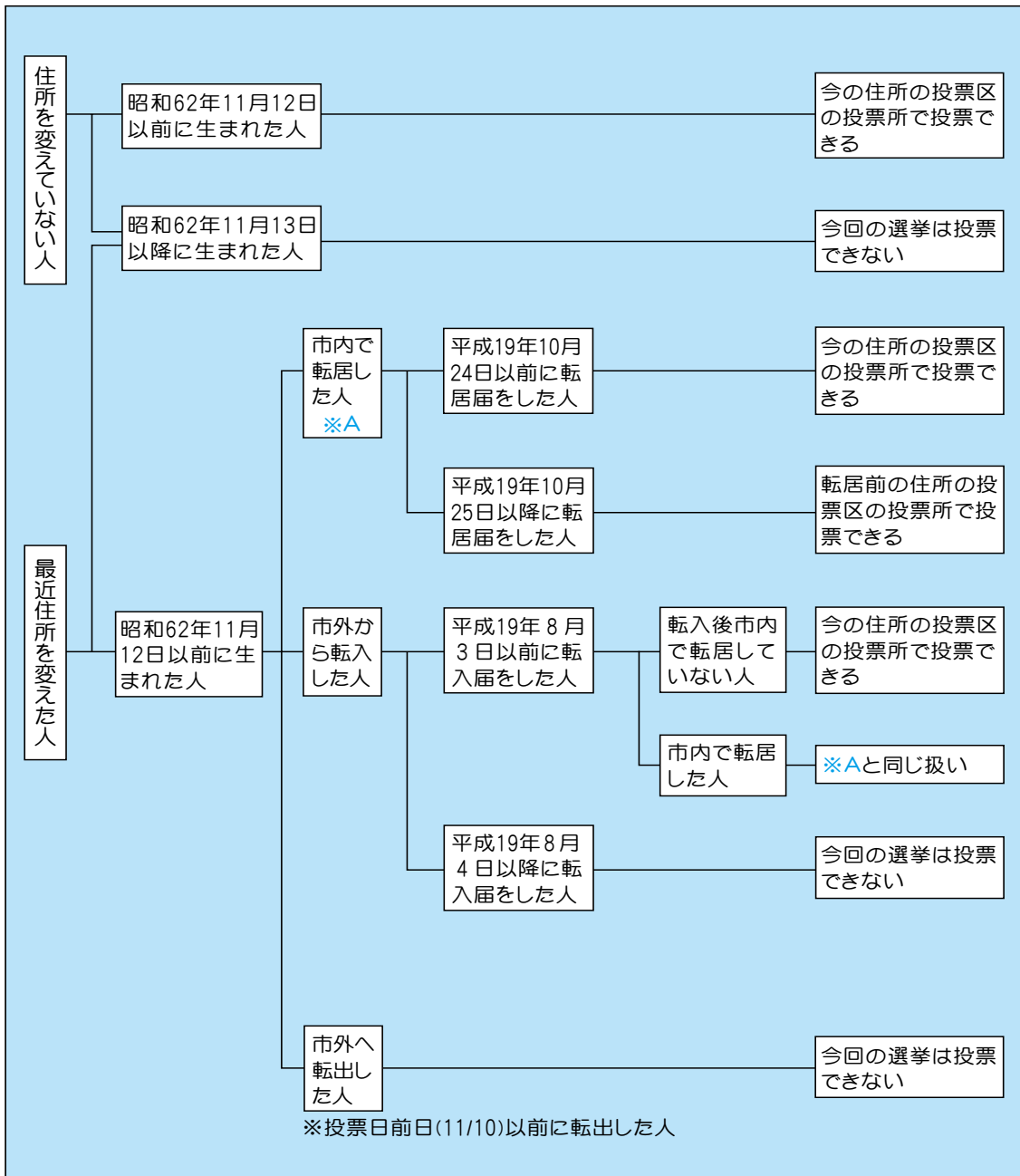


表Ⅰ 投票区一覧表

Table with 2 columns: 投票区名/投票所建物の名称 and 区域. Lists 11 districts and their corresponding areas.

Table with 2 columns: 投票区名/投票所建物の名称 and 区域. Lists 12 districts and their corresponding areas.

表Ⅱ あなたの投票は？



※表Ⅱ参照

- ① 日本国籍を有している
② 昭和62年11月12日以前に出生している
③ 平成19年8月3日以前に本市に転入届をして、引き続き3カ月以上住所を有している
④ 公職選挙法で定める選挙権を有しない者についての規定に該当しない

投票できる方は

今回の選挙で投票できる方は、次の条件に該当し、海老名市の選挙人名簿に登録されている方です。

郵便等で行う不在者投票

次の事由に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この場合、事前に市選挙管理委員会に申請して証明書の交付を受けてください。
ア 身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が次の①③に該当する方
① 両下肢、体幹、移動機能障害：1級・2級
② 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、

※投票済証明書の発行をご希望の方は、投票所の係員に申し出てください。

者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方
なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が、上肢もしくは視覚の障害の程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。ご希望の方は、選挙管理委員会事務局までお問合せください。郵便等投票証明書の申請および投票用紙の請求は、市選挙管理委員会へ、11月7日迄までに行ってください。